東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月十六日

東北地方整備局長　西村　拓

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	七号
㈢ 占用を制限する区域	区域備考
㈣ 制限の対象とする占用物件	酒田市豊里字落脇四六番一から同市豊里字落脇一一七番三まで 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和八年二月十六日
㈦ 図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月16日

四国地方整備局長　豊口　佳之

1　処分をした年月日　令和８年１月26日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社電信　久保勇仁　徳島県徳島市川内町平石若宮121－１　国土交通大臣許可（般特－04）第26698号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和７年１月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告